平成２１年（フ）第２２２７０号
東京都武蔵野市緑町２丁目６－３－1008
債務者　市村　和子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２７１号
東京都清瀬市旭が丘１丁目240－１－203
債務者　鴨川　真二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２８２号
東京都渋谷区笹塚１丁目13－15－201
債務者　佐塚　　優
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２９４号
鹿児島県西之表市西之表14409
債務者　三宅　京美
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２９５号
東京都葛飾区東水元２丁目２－１－404
債務者　山端奈美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２２９７号
東京都大田区南馬込５丁目17－８－202
債務者　柴田　頼剛
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３００号
東京都世田谷区下馬２丁目40－28－409
債務者　松田　葉子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０１号
東京都葛飾区東新小岩８丁目38－７－102
債務者　宮田鉄之助
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０２号
東京都東村山市野口町２丁目29－27　第２ハイツサイトウ202
債務者　滝野　博子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０３号
東京都墨田区錦糸２丁目６－４－301
債務者　岡田　圭司
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３０８号
東京都中央区晴海１丁目７－２－1605
債務者　前田　夏香
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３１０号
東京都練馬区下石神井４丁目31－28－202
債務者　奥田　レミ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３１９号
東京都江戸川区清新町１丁目１－31－106
債務者　山代　彰子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３２５号
千葉県千葉市花見川区幕張本郷５丁目27－２－405
債務者　谷嵜　淳子（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３２８号
埼玉県越谷市赤山町１丁目２
債務者　菱沼あすか
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２３３０号
東京都北区赤羽北１丁目14－７
債務者　田中　純一
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部